日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 市は、日高市防犯のまちづくり推進条例(平成21年条例第1号)第4条に 規定する施策として、地域の自主的な防犯活動を支援するため、地域防犯カメラ 設置事業を行う自治会等に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付す る。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和48 年規則第14号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定める ところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 自治会等 次に掲げるものをいう。
 - ア 日高市区長に関する規則 (昭和52年規則第11号) 第2条第1項の規定により区長が委嘱されている区
 - イ 自治会その他の自治組織であって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条の2第1項の地縁による団体として認可を受けているもの
 - (2) 地域防犯カメラ 地域における犯罪の予防を目的として主に公共空間を撮影する録画機器等をいい、優良防犯機器として公益社団法人日本防犯設備協会の認定を受けたもの又は別表第1に掲げる仕様を満たすものをいう。
 - (3) 地域防犯カメラ設置事業 地域の防犯対策の充実を図るため、自治会等が地域防犯カメラを購入し、及び設置することをいう。
 - (4) 画像等 地域防犯カメラにより撮影し、及び記録された画像及び音声をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助を受けることができる者は、地域防犯カメラ設置事業を行う自治会等で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - (1) 会計事務を処理する機能を有していること。
 - (2) この要綱に定める補助金のほか、国、他の地方公共団体その他の公的機関から同種の補助金の交付を受けていないこと。

(補助事業)

- 第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件 を全て満たす地域防犯カメラ設置事業とする。
 - (1) 地域防犯カメラの設置場所の所有者の承諾(当該設置場所が道路等の公共施設である場合にあっては、当該設置場所の管理者の許可)を得ていること。
 - (2) 地域防犯カメラを設置することについて、設置予定場所の近隣地域の合意形成がされていること。
 - (3) 地域防犯カメラが作動中であることが確認できるよう、設置場所付近の見やすい場所に、別表第2に掲げる仕様を満たす表示をすること。
 - (4) 道路、公園その他不特定又は多数の者が自由に利用又は通行をすることができる場所であって、公共の用に供される場所を撮影するための地域防犯カメラを設置すること。
 - (5) 撮影する画角については、不特定多数の者が利用する場所の画像の面積がおおむね3分の2以上(周辺の建物の形状等から困難な場合は、画像の2分の1以上)であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域防犯カメラの新規設置に係る経費であって、別表第3に掲げるものとする。

(補助額等)

第6条 補助金の額は、当該所要経費の額とし、20万円を限度とする。ただし、同 一年度内に同一の自治会等が申請できる回数は、1回までとする。

(申請書の様式等)

- 第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項第2号から第4号までに掲げる事項は、記載を要しないものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第4号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
 - (1) 第2条第1号イに該当する者が申請するときは、認可地縁団体告示事項証明 書
 - (2) 地域防犯カメラ設置計画書

- (3) 地域防犯カメラの設置予定場所、撮影予定範囲の図面及び現況写真
- (4) 地域防犯カメラの仕様書等
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (6) 地域防犯カメラの設置場所の所有者の承諾書又は当該設置場所の管理者が交付する設置場所の使用の許可を受けたことを証明する書類の写し
- (7) 地域防犯カメラの設置場所の周辺の居住者の承諾書
- (8) 次に掲げる事項を定めた地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程
 - ア 設置目的
 - イ 設置場所及び設置台数
 - ウ 設置者、管理責任者及び運用担当者(以下「責任者等」という。)の役割 及び責務
 - エ 画像等の取扱い
 - オ 画像等の利用及び提供の制限
 - カ 苦情処理への対応
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(交付の条件)
- 第8条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設置した地域防犯カメラは、地域における犯罪の抑止等地域の安全の保持以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 録画装置は施錠設備のある場所で管理し、記録された画像等はおおむね30日保存した後、遅滞なく破棄する等、画像等を適正に管理すること。
 - (3) 特定の個人及び住宅等を撮影することにより、個人のプライバシーを侵害することのないよう配慮すること。
 - (4) 設置した地域防犯カメラを運用する限り、地域防犯カメラ設置表示看板を見やすい位置に設置すること。
 - (5) 地域防犯カメラ及び録画装置の責任者等を指定し、責任者等以外の者による地域防犯カメラの操作及び画像等のデータの取扱いを禁止すること。
 - (6) 地域防犯カメラの設置後、設置場所の環境が変化した等の理由により、第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、地域防犯カメラの設置場所の移転、撮影する画角の変更その他の当該要件を満たすための措置を講じること。この場合において、講じた措置の内容を記載した書面を市長に届け出ること。

- (7) 録画装置の画像等は、地域の安全を保持するために用いる場合又は捜査機関から要請を受けた場合その他適当な理由が認められる場合以外は閲覧しないこと。
- (8) 個人情報の保護に努め、法令に基づく場合、捜査機関から要請を受けた場合 又は個人の生命、身体及び財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められる 場合以外は、録画装置の画像等及び画像等から知り得た情報を第三者に提供し ないこと。
- (9) 地域防犯カメラの設置に関し、第三者に損害を与えた場合は、補助事業を行う者において一切の責任を負うこと。
- (10)前各号に掲げる事項について、県が定める防犯カメラの設置と利用に関する 指針に基づいた地域防犯カメラの運用に関する基準を定めること。

(交付決定通知書の様式)

- 第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。 (変更の届出)
- 第10条 交付決定を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、 交付申請の内容を変更して補助事業を実施しようとするときは、日高市地域防犯 カメラ設置費補助金変更承認申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類 を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し承認の可否を決定するとともに、日高市地域防犯カメラ設置費補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により、当該補助事業者に通知するものとする。 (交付申請の取下げ)
- 第11条 補助金の交付申請をした者は、その申請を取り下げるときは、日高市地域 防犯カメラ設置費補助金交付申請取下届(様式第5号)により、速やかに市長に 届け出るものとする。

(報告書の様式等)

- 第12条 規則第12条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、その提出期限は、補助事業の完了後30日を経過する日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 2 報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (2) 地域防犯カメラ設置場所及び撮影範囲の写真

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助額の確定)
- 第13条 市長は、報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による補助金交付額確定通知を受けた者は、日高市地域防犯カメラ設置費補助金請求書(様式第8号)により、市長に補助金の請求をするものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助金の交付決定後 5年とする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市長は、経済社会情勢の変化、財源の変動その他この要綱による事業(以下単に「事業」という。)の継続性に影響を与える事象が生じたときは、事業の実施 状況を勘案しつつ、その内容について検討を加え、その結果に基づき、事業の廃 止を含めて見直しを行うものとする。

別表第1 (第2条関係)

地域防犯カメラ仕様書

1	撮像素子	200万画素以上
2	解像度	1080P (1920×1080)
3	録画	常時・自動上書き
4	データの保存期間	おおむね30日
5	画角	水平100度以上
6	最低被写体照度	カラー 1.0Lux
7	GPS	GPS×1 (時間補正用)
8	防水・防滴仕様	防水・防滴仕様であること。

別表第2(第4条関係)

地域防犯カメラ設置看板仕様書

1	サイズ	横200mm×縦500mm
2	表示内容	防犯カメラ作動中 (管理主体の表示)
3	文字色	赤色 (防犯カメラが作動中である旨の表示)
		黒色 (管理主体の表示)
4	背景色	黄色

補助対象経費

- 1 地域防犯カメラ及び画像等を保存する記録媒体(SDカード等)の購入及 び設置に要する経費
- 2 地域防犯カメラ設置看板の購入及び設置に要する経費
- 3 前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

備考 補助対象とならない経費

- (1) 既存の設備の入替えに要する経費
- (2) 既存施設の移設や撤去、処分に要する経費
- (3) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (4) 配電線路用電柱等への共架等に要する経費
- (5) モニターの購入又は設置に要する経費
- (6) 地域防犯カメラに係る電気料、賃借料その他維持管理に要する経費
- (7) 予備の画像等を保存する記録媒体の購入に要する経費 (カメラ1台に つき2枚を超えるもの)